

顧客区分管理信託契約におけるお客様の権利等に関する事項の概要

株式会社 FX トレード・フィナンシャル（以下「委託者」という。）の店頭外国為替取引説明書（以下「説明書」という。）に記載されている委託者、DB 信託株式会社（以下「受託者」という。）及び田中昭人との間の平成 22 年 1 月 7 日付顧客区分管理信託契約書（その後の変更を含み、以下「本信託契約」という。）における、顧客（説明書上は「お客様」）の権利にかかる事項の概要（以下「本概要」という。）は、以下の通りとなります。

本書面において用いる用語の意味は、別段の定めがない限り、別紙 1 の定義集に定めるところによるものとします。

当初信託元本 金 500,000,000 円也

受益者	A 号元本受益者	顧客
	B 号元本受益者	委託者

信託の目的 顧客が委託者に対して有する顧客預託金返還請求権を保全するため、委託者に委託者信用事由のいずれかが発生した場合に顧客に返還すべき金銭の管理・運用

本信託設定日 平成 22 年 1 月 22 日

信託終了日 平成 23 年 1 月 22 日 （但し、自動更新条項あり）

- (1) 信託された顧客預託金相当額は、委託者が預託を受け、顧客に返還すべき顧客預託金全額相当額以上の額です（但し、受託者は信託されている金額が顧客預託金相当額と同額かそれ以上であることの確認、検証を致しません。）。
- (2) 本信託の受益権は、A号元本受益権及びB号元本受益権とし、A号元本受益権に係る受益者は顧客とし、B号元本受益権に係る受益者は委託者とします。
- (3) 当初の受益者代理人は、弁護士等である田中昭人とします。
- (4) 受益者代理人は、下記(6)に定める事由が生じていない場合に限り、委託者、受託者、受益者代理人及び新たに受益者代理人になろうとする者の合意により変更されることがあります。
- (5) 委託者の地位が移転した場合であっても、本信託契約の定めに従い受益者代理人の地位が移転されるまで従前の受益者代理人がその職務を行うものとします。
- (6) 受益者代理人につき以下の事由が生じた場合、委託者は、受託者と協議の上、受益者代理人を解任することができます。この場合、委託者は、解任後10日以内に弁護士等である新たな受益者代理人を指定するものとします。但し、(ア)委託者信用事由が生じている場合、又は(イ)委託者が上記所定の期間内に新たな受益者代理人を指定しない場合には、受託者が委託者に代わって弁護士等である受益者代理人を選任することができるものとします。なお、受益者代理人が死亡した場合も上記と同様とします。
  - ① 本信託契約に基づく受益者代理人の義務に違反があり、(ア)その違反が重大である場合、又は(イ)委託者又は受託者が相当の期間を定めて受益者代理人に是正を求めたにも拘わらず当該期間内に是正されなかった場合
  - ② 倒産処理手続の開始が申し立てられた場合
  - ③ 受益者代理人としての職務を適切に遂行できない場合
  - ④ 後見開始又は保佐開始の審判が申し立てられた場合
  - ⑤ 成年被後見人又は被保佐人となった場合
  - ⑥ 反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条に定義する暴力団その他の社会的に批判を受け、又は受けるおそれのある事業を営んでいる者を含みます。以下同じ。）とのつながり・関わりが生じた場合
  - ⑦ 下記(7)に定める受益者代理人の表明保証に違反があり、(ア)その違反が重大である場合、又は(イ)委託者又は受託者が相当の期間を定めて是正を求めたにも拘わらず当該期間内に是正されなかった場合
  - ⑧ その他受益者代理人を交代すべき正当な理由がある場合
- (7) 受益者代理人は、受託者に対し、本信託契約締結日及び本信託設定日において（本信託契約に基づき新たな受益者代理人が指名された場合は当該受益者代理人の就任の日において）、以下の事項が真実かつ正確であることを表明保証するものとします。
  - ① 現在、倒産処理手続の開始が申し立てられておらず、かつ、過去、これらの手続きの開始が申し立てられていないこと。但し、本信託設定日における倒産処理手続の開始申立については、当該申立が取下げ又は却下される見込みであることが極めて明らかである場合を除く。
  - ② 受益者代理人としての職務を適切に遂行する客観的能力・体制を具備していること。

- ③ 現在、後見開始又は保佐開始の審判が申し立てられておらず、かつ、過去、これらの審判が申し立てられていないこと。
- ④ 反社会的勢力とのつながり・関わりがないこと。
- (8) 受益者代理人は、本信託契約及び適用法令に基づき行うべき事務（ただし、法令上、弁護士等である受益者代理人の行うべきものとされるものを除きます。）を、委託者の内部管理統括責任者に委託することができるものとします。なお、当初の内部管理統括責任者は、小林彰彦です。
- (9) 受益者代理人は、法令等に違反しない限り、また、本信託契約において別途の定めがある場合を除き、受託者が信託事務（但し、本信託契約の計算に係る事務その他受託者の裁量のない事項を除きます。）を遂行するに際し、受託者に対し、指図、承諾その他の意思決定をする権限を有するものとします。但し、法令上、許容される範囲において、信託法第 150 条第 1 項に基づく信託の変更を命ずる裁判の申立権、及び信託法第 165 条第 1 項に基づく信託の終了を命ずる裁判の申立権については行使いたしません。なお、A 号元本受益者に関しては、受益者代理人のみが受託者に対し信託法第 39 条に定める他の受益者の氏名等の開示を請求できるものとします。
- (10) 委託者は、本信託に本信託財産の元本の評価額から信託報酬留保金勘定残高を差し引いた額が顧客区分管理必要額に満たなくなった場合には、満たなくなった日の翌営業日から起算して 2 営業日以内に、その不足額に相当する金銭を本信託財産に追加信託する他、A 号元本受益者の権利・利益を保護するため、必要な措置を講じます。
- (11) 受託者は、信託法第 34 条第 1 項第 2 号ロの規定に従い、本信託財産を固有財産及び他の信託財産と分別して管理することにします。
- (12) 本信託契約の契約期間は本信託設定日から 1 年で、本信託契約の契約期間満了日の 60 日前までに、受託者又は委託者いずれか一方から他方に対して、書面による契約終了の意思表示を行わない限り、本信託契約の契約期間は、さらに 1 年間延長され、その後、延長された期間についても同様です。
- (13) 本信託契約は、契約期間満了日前においては、受託者、委託者及び受益者代理人の合意がある場合でかつ法令等に反しない場合に限り、その全部又は一部の解約をすることができるものとします。ただし、委託者信用事由が生じている場合、又は生ずる恐れがあると受益者代理人又は受託者が合理的に判断する場合は、受託者及び受益者代理人の合意がある場合でかつ法令等に反しない場合に限り、その全部又は一部の解約をすることができるものとします。なお、上記に拘わらず、委託者は、①本信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額と信託報酬留保金勘定残高の合計額を超過する場合に、その超過額の範囲内で本信託契約の一部の解約を行う場合、又は②他の顧客区分管理信託に係る信託財産として信託することを目的として本信託契約の全部又は一部の解約を行う場合のいずれかに該当することを予め受益者代理人が書面により確認した場合には、委託者信用事由が発生している場合を除き、本信託契約の全部又は一部の解約をすることができます。
- (14) 受託者は、経済情勢の変化その他相当の事由により信託目的の達成又は信託事務の遂行が困難となったと認めた場合、又は本信託契約に基づく委託者の義務違反があり、受託者が委託者に対して催告を行ったにも拘わらず、当該催告到達後 1 週間以内に当該違反が治癒されない場合は、委託者及び受益者代理人（受益者代理人が存在しない場合には、委託者のみ）に対し、相当な期間をもってする書面での予告により、受託者を辞任することができるものとします。この場合、受託者は、

辞任によって生じた損害について、その責を負わないものとします。

(15) A号元本受益権は、委託者につき以下のいずれかの事由が生じた場合にのみ行使することができるものとします。受託者に対するA号元本受益権の行使は、受益者代理人が存在する限り、各A号元本受益者がそれぞれ個別に行うことなく、受益者代理人が一括してこれを行うものとします。ただし、他の規定に拘わらず、受益者代理人が顧客預託金の返還等のために必要と判断した場合、A号元本受益権は、当該受益者代理人により、全てのA号元本受益者について一括して行使されるものとします。その場合、受益者代理人は、受託者に書面で通知することにより、本信託契約を終了することができるものとします。

- ① 委託者について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始、特定調停手続その他の同等の法的倒産手続の申立てがなされた場合
- ② 外国為替証拠金取引等の業務を行うために必要な許可、認可若しくは免許が失効し、又は取り消されたこと
- ③ 外国為替証拠金取引等の業務の全部又は一部について業務停止命令をうけたこと
- ④ 外国為替証拠金取引等の業務の全部を廃止したこと
- ⑤ 委託者が支払不能、支払停止もしくは債務超過に陥り、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ⑥ 委託者が、本信託契約およびこれに関連する契約に基づく取引に関する委託者の義務の履行能力に重大な悪影響を及ぼす合併、事業譲渡、又は事業の変更もしくは再編成を行った場合
- ⑦ 金融商品取引法第52条第1項若しくは第4項、第53条第3項又は第54条の規定により金融商品取引法第29条の登録を取り消されたとき。
- ⑧ 金融商品取引法第52条の2第1項若しくは第3項又は第54条の規定により法第33条の2の登録を取り消されたとき。
- ⑨ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。）。
- ⑩ 金融商品取引業等の廃止（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けたすべての営業所又は事務所における金融商品取引業等の廃止。⑩において同じ。）をしたとき、若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けた営業所又は事務所の清算の開始。⑩において同じ。）をしたとき、又は金融商品取引法第50条の2第6項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。
- ⑪ 金融商品取引法第52条第1項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第7号に該当する場合に限り。）を受けたとき。
- ⑫ 内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）第490条第1項の規定による破産手続開始の申立てを行ったとき。
- ⑬ 内閣総理大臣が、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第379条、第448条又は第492条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたとき。

委託者及び受益者代理人は、委託者につき上記各号に定めるいずれかの事由が生じた時は、直ちに受託者に通知するものとします。

- (16) 基本的に、本信託契約に関するA号元本受益者の行為、A号元本受益者を相手方とする委託者又は受託者の行為については、受益者代理人のみがこれを行い又は受益者代理人のみを相手方として行います。
- (17) A号元本受益者がA号元本受益権を行使する場合にそれぞれのA号元本受益者に支払われる金額は、当該A号元本受益権の行使の日における元本換価額（本信託財産（[A号] 元本部分に限ります。）を換価して得られる額をいいます。以下同じ。）に、当該日における顧客区分管理必要額に対する当該A号元本受益者に係る個別顧客区分管理金額の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別顧客区分管理金額を超える場合には、当該個別顧客区分管理金額）とします。
- (18) 本信託契約は次の場合に終了します。
- ① 上記（15）の規定により、本信託契約が終了したとき
  - ② 契約期間が満了したとき
  - ③ 本信託契約に規定する委託者による表明保証違反の場合の規定又は上記（13）の規定により、本信託契約の全部が解約されたとき
  - ④ 委託者による本信託契約の違反があった場合で、(ア)その違反が重大であるとき、又は(イ)受託者が相当の期間を定めて委託者に是正を求めたにも拘らず当該期間内に是正されなかったとき。ただし、この号の規定に基づく終了は、法令上、許容される場合に限るものとします。
  - ⑤ 下記（1）又は（2）に定めるもののほか、信託法第163条各号に定める事項が発生したとき。ただし、この号の規定に基づく終了は、法令上、許容される場合に限るものとします。
    - イ) 受益者代理人が存在しない状態が30日以上継続した場合
    - ロ) 金融商品取引法その他の法令等の改正により本信託契約の変更が必要な場合で、法令等の改正の施行日までに、第36条に規定される受託者、委託者及び受益者代理人の間での変更の合意に至らなかったとき
- (19) 受託者は、本信託金の管理事務及び本信託財産の保存に必要な事務の履行に関し、善良なる管理者としての注意義務（善管注意義務）を負っていますが、以下の義務は負っていません。
- ① 本信託契約に基づき又はこれに関連して委託者、受益者代理人その他の第三者から受領する通知、報告その他の情報に従って信託業務を遂行すべき場合において、当該通知、報告その他の情報の内容の真実性、正確性若しくは完全性等につき、独自に調査、検証・確認又は検討等を行うこと。
  - ② 委託者（B号元本受益者として行う場合を含みます。）又は受益者代理人の指図に従って信託業務を遂行すべき場合において、当該指図の合理性や、当該指図に従った場合にもたらされる結果につき、独自の検証又は検討を行うこと。
  - ③ 信託業務の遂行に当たり、弁護士、公認会計士及び税理士その他の専門家である第三者に対し助言を求め、又は事務を委託した場合において、当該助言の内容につき自ら精査・検証し、又は事務の遂行状況につき管理・監督すること。なお、受託者は、信託業務の遂行に当たり合理的に必要と考えた場合には、委託者又は受益者代理人の指図を求めることなく、自ら適当

と考える専門家に対し、助言を求め、又は事務の委託を行うことができるものとします。

- ④ 委託者、受益者代理人、受益者又はこれらの代理人が行った行為につき、管理・監督すること。
- ⑤ 顧客預託金のうち、本信託金として信託設定することが必要となる金額を算定すること。

その他、受託者の善管注意義務に関して、以下の規定が適用されます。

- ① 委託者が上記（10）等に定める金銭の追加信託を行わなかったこと、又は本信託契約の定めに従って通知若しくは指図を行わなかったことにより本信託財産に生じた損害について受託者は責任を負いません。
  - ② 受託者は、(i) 受託者が本信託契約に基づく受益者代理人又は委託者の意思決定に従った行為、(ii) 受託者が受益者代理人の承諾を得てした行為、(iii) 受託者が委託先に対し本信託契約に基づく信託事務を委託した行為、(iv) 委託者、受益者代理人、受益者又は委託先の行為、又は(v) 本信託契約において指定されている行為の結果として生じた損害について、法令上、許容される範囲において、責任を負わないものとします。
  - ③ 受託者は、本信託契約に基づく信託事務を処理するにあたり、弁護士、公認会計士その他の専門家の助言を得るときは、かかる助言に依拠した事務処理の結果として生じた損害について、法令上、許容される範囲において、責任を負わないものとします。
  - ④ 受託者は、本信託契約に基づく信託事務の処理に関連して本信託契約の当事者、委託先その他の本信託に関連する者から受領する指図その他の通知がなされるときは、その作成又は内容につき明らかに虚偽と認められる場合を除き、かかる通知に依拠して信託事務を処理することができ、その作成又は内容が虚偽であったことに基づき生じた損害について、責任を負わないものとします。
- (20) 受託者は本信託契約の定め及び受益者代理人の指図等に従い信託事務を履行します。また、受託者は、本信託契約の定めに従い、第三者に対し信託事務を委託することがあります。
  - (21) 受託者は本信託契約の定めに従い委託者に対し信託報酬を請求しますが、本信託財産から収受することもできます。
  - (22) 受託者は委託者、受益者代理人、A号元本受益者、B号元本受益者又はその他何人に対しても、証拠金元本を保証しません。
  - (23) 受託者は、委託者又は受益者代理人による指図、承諾その他の意思決定が遅れたことにより、又は、本信託契約の定めに従い委託者又は受益者代理人の指図を求めることなく信託業務を遂行したことにより、受益者又は本信託財産に損害等が生じたとしても、一切責任を負いません。
  - (24) 受益者代理人は、本信託契約の目的に従い善良な管理者の注意をもって受益者代理人としての義務を履行します。
  - (25) 本信託契約において受益権証書の作成・交付はなされません。
  - (26) 本信託契約の受益権は譲渡又は質入することはできません。
  - (27) 受託者が本信託契約に従って信託事務を遂行することに伴い委託者、受益者代理人又は受益者に対して本信託契約に関連して負担する債務（委託者又は元本受益者に対して負担する損害賠償債務を除く。）の責任財産は本信託財産に限定されるものとし、受託者の固有財産には及ばないものとします。本信託財産が当該債務の履行をするのに不足する場合には、受託者以外の本信託契約の当事者に対する受託者の残存債務は、直ちに消滅するものとします。委託者、受益

者代理人又は受益者は、受託者が本信託契約に従って信託事務を遂行することに伴い委託者、受益者代理人又は受益者に対して本信託契約に関連して負担する債務に係る債権の満足を得るため、本信託財産以外の受託者のいかなる財産に対しても民事執行手続又は民事保全手続に係る申立を行わないものとし、かかる申立を行う権利を放棄するものとし、

(28) 委託者、A号元本受益者及び受益者代理人は、本信託財産につき、倒産処理手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てないものとし、また、第三者による申立てに対し参加及び同意しないものとし、委託者は、B号元本受益者兼委託者として、この規定に同意します。受託者は、本信託の受益権に係る受益債権の全額の支払が完了してから1年と1日を経過するまでの間、本信託財産につき、倒産処理手続開始を自ら又は第三者を通じて申し立てないものとし、また、第三者による申立てに対し参加及び同意しないものとし、ただし、受託者が本項に従うことが、適用法令又は受託者の本信託契約に基づく善管注意義務に違反し、又は違反するおそれがある場合には、この限りでないものとし、

(29) 本信託財産に係る破産手続については、以下の規定が適用されるものとし、

① 破産法第10章の2の規定に基づき、本信託財産につき破産手続開始の申立てがなされた場合、かかる申立ての時点における受益権に係る元本金額相当額を、当該受益権の元本の償還として支払うよう請求する権利が発生し、かつ、直ちにその履行期が到来するものとし、但し、当該申立てが却下された場合には、本①による元本金額相当額の請求権発生の効果及び当該請求権についての履行期到来の効果は生じなかったものとみなします。

② 破産法第10章の2の規定に基づき、本信託財産につき破産手続が開始され、かつ、係属している場合には、適用ある法令に反しない限り、以下の特例に従うものとし、

(i) 委託者又はA号元本受益者は、その有する受益権につき、当該破産手続の開始直前の本信託の計算期日までに現実に発生しており、かつ、支払がなされていない元本償還請求権及び収益配当請求権を受益債権として、当該破産手続に参加することができます。

(ii) 上記(i)の規定に拘わらず、受託者の本信託財産を交付する債務(上記(i)に定める委託者又はA号元本受益者に対する債務に限られないが、信託法第2条第9項に定める信託財産責任負担債務に限ります。)の効力は、以下一から四までに定める優先順位の最も高い項目を除き一旦停止され、以下一から四までに定める優先順位のより高い項目の支払(配当、寄託を含みます。)が完全に行われることを停止条件として効力を生じます。また、上記(i)に定める受益債権の金額については、本(ii)による停止条件が成就した時点における本信託財産の金額を上限としてのみ生じるものとし、

一 信託報酬、公租公課、送金手数料その他諸費用を本信託財産から支弁し、又は必要額を受託者に留保します。

二 返還可能額のうち各顧客のA号元本受益権相当額の合計を受益者代理人に交付します。

三 受益者代理人は遅滞なく各顧客のA号元本受益権相当額を当該顧客の指定する預貯金口座に振り込みます。

四 受託者は、返還可能額から各顧客のA号元本受益権相当額の合計を控除した後、さらに残額がある場合、当該残額を委託者に交付します。但し、受託者は、委託

者の当該残額請求権と受託者が委託者に対して有する債権(受託者の固有財産に属する債権であるか本信託財産に属する債権であるかを問わない。)を対当額で相殺することができるものとします。

(iii) 本信託契約のうち本信託契約が終了した場合に本信託財産を交付する旨の規定は、当該破産手続終了後の残余財産(もしあれば)についてのみ、かつ、当該破産手続の終結後に限り、適用します。

③ 委託者又はA号元本受益者に対し、上記②(ii)の規定により効力を生じていない債務に係る支払がなされた場合には、かかる支払を受けた委託者又はA号元本受益者は、直ちに受領した金員を受託者に返還するものとします。

(30) 信託法第149条第2項及び第3項に拘わらず、本信託契約は、委託者、受託者及び受益者代理人(受益者代理人が存在しない場合は、委託者及び受託者)の書面による合意によってのみ変更されるものとします。但し、金融商品取引法その他の法令等の改正その他やむを得ざる事情により必要が生じた場合は、受託者は委託者及び受益者代理人と協議の上、本信託契約を変更することができるとともに、委託者は、受託者と協議の上、受益者代理人の同意を得て、かつ受託者との合意をもって、本信託契約を変更することができます。なお、本信託契約の変更に関連して受託者が負担する費用(弁護士報酬を含みます。)は諸費用として、本信託契約に従い、委託者又は本信託財産から支払われるものとします。

(31) 本信託に関して受託者が行う公告については、法令に別段の定めがある場合を除き、日刊工業新聞に掲載して行うものとします。

(別紙 1)

## 定義集

以下の用語は、本概要において、以下に定める意味を有するものとします。

委託者信用事由：本概要（15）各号に掲げる事由

A 号元本受益者：本概要（2）に規定する A 号元本受益権に係る受益者

顧客：本信託設定日以降（当日を含みます。）本信託の終了日（当日を含みます。）までの期間において、委託者に対して顧客預託金返還請求権を有する又は取得する委託者の顧客

顧客区分管理必要額：内閣府令第 143 条の 2 第 1 項第 6 号に定める顧客区分管理必要額

顧客預託金：委託者の顧客が委託者の外国為替証拠金取引約款・規定集に従った外国為替証拠金取引に関して委託者に預託した証拠金その他の保証金

個別顧客区分管理金額：内閣府令第 143 条の 2 第 1 項第 6 号に定める個別顧客区分管理金額

受益者：A 号元本受益者及び B 号元本受益者

諸費用：本信託の信託事務の処理に関連して発生した損害等、受益者代理人に係る費用、第 20 条の規定に基づく信託事務の委託に係る費用その他の諸費用

信託報酬留保金勘定：本信託契約に係る信託報酬並びに公租公課及び諸費用を保管するための勘定

信託目的：本概要表記要項に「信託の目的」として記載している事項

損害等：損害、損失、費用（合理的な範囲の弁護士、会計士、税理士、監査法人等の報酬及び費用を含みます。）又は責任（第三者からの請求によるものを含みます。）

倒産処理手続：破産手続又は再生手続その他法令上適用のありうる倒産処理手続（将来、新たに制定され、又は本信託財産に適用される手続を含みます。）

当初信託元本：本概要表記要項記載の当初信託元本

内部管理統括責任者：社団法人 金融先物取引業協会の規程に従い委託者が内部管理責任者として届

け出ている者

B号元本受益者：本概要（2）に規定するB号元本受益権に係る受益者

弁護士等：内閣府令第143条の2第1項第2号に定める弁護士等

本信託：本信託契約に基づいて設定される信託

本信託金：本信託契約の定めに従い委託者が受託者に対して信託した金員

本信託契約：平成22年1月7日付株式会社FXトレード・フィナンシャル、DB信託株式会社及び田中昭人との間の顧客区分管理信託契約

本信託契約締結日：本信託契約を締結する日

本信託財産：本信託に係る信託財産

本信託設定日：本信託が設定される日

(参照条文)

#### 信託法第2条第9項

この法律において「信託財産責任負担債務」とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいう。

#### 信託法第34条

受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、分別して管理しなければならない。ただし、分別して管理する方法について、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産（第三号に掲げるものを除く。） 当該信託の登記又は登録

二 第十四条の信託の登記又は登録をすることができない財産（次号に掲げるものを除く。） 次のイ又はロに掲げる財産の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 動産（金銭を除く。） 信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを外形上区別することができる状態で保管する方法

ロ 金銭その他のイに掲げる財産以外の財産 その計算を明らかにする方法

三 法務省令で定める財産 当該財産を適切に分別して管理する方法として法務省令で定めるもの

2 前項ただし書の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる財産について第十四条の信託の登記又は登録をする義務は、これを免除することができない。

#### 信託法第 39 条

受益者が二人以上ある信託においては、受益者は、受託者に対し、次に掲げる事項を相当な方法により開示することを請求することができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 他の受益者の氏名又は名称及び住所

二 他の受益者が有する受益権の内容

2 前項の請求があったときは、受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が不適切な時に請求を行ったとき。

三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

五 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三

者に通報したことがあるものであるとき。

- 3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

#### 信託法第 149 条

信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。この場合においては、変更後の信託行為の内容を明らかにしてしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによりすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

- 一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意  
 二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

- 3 前二項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者による受託者に対する意思表示によってすることができる。この場合において、第二号に掲げるときは、受託者は、委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

- 一 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 委託者及び受益者  
 二 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 受益者  
 4 前三項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。  
 5 委託者が現に存しない場合においては、第一項及び第三項第一号の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、受益者に対し」とする。

#### 信託法第 150 条

信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は受託者の申立てにより、信託の変更を命ずることができる。

- 2 前項の申立ては、当該申立てに係る変更後の信託行為の定めを明らかにしてしなければならない。  
 3 裁判所は、第一項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。  
 4 第一項の申立てについての裁判には、理由の要旨を付さなければならない。  
 5 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をすることができる。  
 6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

#### 信託法第163条

信託は、次条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

- 一 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。

- 二 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。
- 三 受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき。
- 四 受託者が第五十二条（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。
- 五 信託の併合がされたとき。
- 六 第六十五条又は第六十六条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。
- 七 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。
- 八 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第五十三条第一項、民事再生法第四十九条第一項又は会社更生法第六十一条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。
- 九 信託行為において定めた事由が生じたとき。

#### 信託法第165条

信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

- 2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。
- 3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。
- 4 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をすることができる。
- 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。